



神奈川県

事業者の皆様へ

せん定枝は原則 一般廃棄物です

一般廃棄物である木くずは
各市町村のルールに従って処理してください

※一般廃棄物については各市町村にお問い合わせください

各市町村のルールに従わず一般廃棄物処理業の許可がない事業者に委託した場合

5年以下の懲役 若しくは **1,000万円以下の罰金**
又はこの併科が科される可能性があります

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項6号)

【参考】一般廃棄物でない木くず(産業廃棄物)

建設業に係る木くず
(工作物の新築、改築又は
除去に伴って生じたもの)

木材又は木製品の製造業
(家具製造業を含む)に
係る木くず

貨物の流通のために使用した
パレット(パレットへの貨物の
積付けのために使用した
こん包用の木材を含む)

輸入木材の卸売業
及び
物品賃貸業に係る木くず

パルプ製造業に係る木くず

PCBが染み込んだ木くず

チラシに関する問合せ先 月～金(祝日を除く) 8:30～12:00 / 13:00～17:15

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ

【電話】045-210-4156

産業廃棄物の処理に関して不明な点がありましたら
こちらの『連絡先』にお問い合わせください

連絡先

ホームページ

「建設系廃棄物の適正処理について」
〔問合せ先〕をご覧ください



※一般廃棄物については各市町村にお問い合わせください